

年次有給休暇の取得状況（平成18年）

平均取得日数
8.9日

育児休業等の取得状況（平成18年度）

休業者の内訳	休業の種類	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規	
取得者合計	17人	11人	2人	1人	
うち女性	17人	11人	2人	1人	
うち男性	0人	0人	0人	0人	

4 職員の分限および懲戒処分状況（平成18年度）

分限処分	免職	降任	休職		降給
	0人	0人	病気 3人	起訴 0人	0人
懲戒処分	免職 0人	停職 0人	減給 0人		戒告 0人

5 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況（平成18年度）

区 分	件 数
研修を受ける場合	250件
厚生事業に参加する場合	0件
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドックなど)	1,245件

営利企業等従事の許可状況（平成18年度）

許可件数	許可事例
14件	職員が消防団員となる場合

6 職員の研修の状況（平成18年度）

区 分	コース数	延べ人数
児玉郡市広域総合センター研修	10コース	223人
自治人材開発センター研修	7コース	16人
全国建設研修センター研修	1コース	1人
埼玉県土木技術研修	5コース	10人
合 計	23コース	250人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

福利厚生制度に係る市の負担状況

区 分	平成18年度決算
共済組合負担金	629,255千円

公務災害の発生状況（平成18年度）

区 分	件 数
公務災害	5件
通勤災害	0件

8 公平委員会の業務の状況（平成18年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

特別職の報酬等の状況

区分	給 料 月 額 等		
給 料		()内は減額措置を行う前の金額	(参考)一般市における最高/最低額
	市 長	801,000円 (890,000円)	1,089,000円 /636,300円
	助 役	756,000円 (- 円)	895,000円 /542,000円
報 酬	議 長	425,000円 (- 円)	551,000円 /269,000円
	副議長	374,000円 (- 円)	507,000円 /228,000円
	議 員	353,000円 (- 円)	475,000円 /213,000円
期 末 手 当	(平成18年度支給割合)		
	市 長	4.45月分	20%減額あり
	助 役	4.45月分	10%減額あり
	(平成18年度支給割合)		
	議 長	4.25月分	
	副議長 議 員	4.25月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 890,000円×48月×0.35×1.15 ----- (1期の手当額) (支給時期) 17,194,800円 任期毎	
	助 役	(算定方式) 756,000円×48月×0.21×1.15 ----- (1期の手当額) (支給時期) 8,763,552円 任期毎	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

勤務時間	1週間の勤務時間 40時間 (国：1週間 40時間)
	1日の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後0時15分までおよび 午後3時から3時15分まで
休憩時間	午後0時15分から1時まで

休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	給与	概 要
年次有給休暇	有給	1の年につき20日(最大20日を翌年繰り越し)
病欠休暇	有給	負傷または疾病のため療養する必要がある場合に、任命権者が定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間
特別休暇	有給	出産の場合、忌引の場合、結婚の場合など20種類
介護休暇	無給	負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり親族を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内の必要と認められる期間
組合休暇	無給	職員団体の業務または活動に従事する場合に、1の年につき30日以内

ダイオキシンをさらに減らすために

県内で発生するダイオキシンの量は、平成15年度以降県内すべての測定地点で環境基準の半分以下になり、以前と比べると環境は改善されています。しかし、いまだ発生しているダイオキシンのうちの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。さらなるダイオキシンの削減のため、みなさんのご協力をお願いします。

家庭でごみを燃やしてはいけません

プラスチックやごみなどを燃やすと、ダイオキシンの発生、煙や悪臭などで健康被害や近所迷惑にもなります。そのため、野外で廃棄物などを焼却することは原則として禁止されています。

焼却する場合には、基準にあった焼却炉で行わなければならないません。基準に合わない焼却炉でごみを焼却すると、焼却温度が十分に上がらないため不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンを多く発生してしまいます。

家庭での焼却も規制の対象となります。基準に合わない焼却炉でごみを燃やしたり、

ドラム缶などを使って焼却したりすることは絶対にやめましょう。

ただし、次のようなときは、例外として焼却することが認められています。

- 日常生活を営むうえで通常行われる焼却で、軽微なもの(例)たき火
- 農林業を営むうえでやむを得ないものとして行われる焼却(例)麦わら焼き
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(例)どんと焼き
- 火災などの災害を予防するために必要な焼却

この場合でも、安易に焼却せずに、煙や灰などで周囲に迷惑がかけられないようにしましょう。

ごみを減らす工夫を心がけましょう



ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。

- 必要なものを必要なだけ買うようにする
- 使い捨て商品は買わない
- 長く大切にものを使う
- 過剰な包装は控える
- レジ袋はもらわない
- など、ごみを作らないように心がけましょう。

生活環境をより良くするためには市民のみなさん一人ひとりの取り組みが大切です。ごみは家庭で焼却せず、認定ごみ袋に入れて収集場所に出しましょう。

また、ごみを分別してリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが毎日の生活を見直していくことが大切です。

図2 平成17年度ダイオキシンの排出量内訳

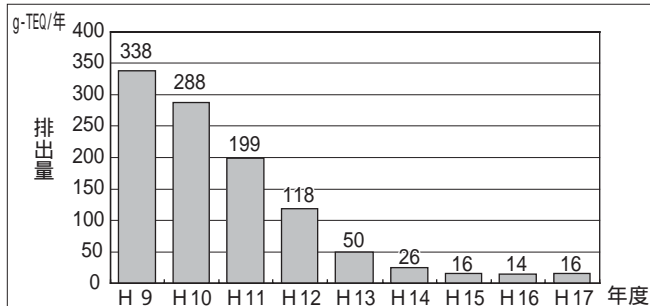
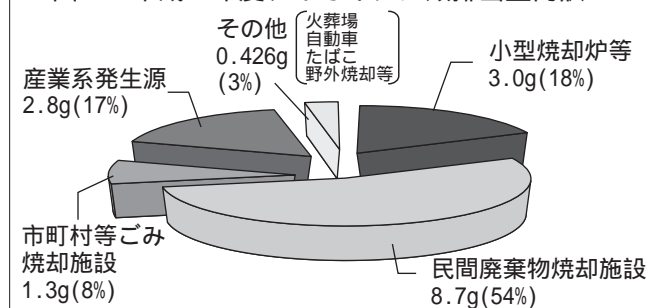


図1 県内ダイオキシンの総排出量の推移

ところで
ダイオキシなんて
なに？

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。またコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようにダイオキシン類と同じような毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは29種類あります。

ダイオキシンは、無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けませんが、脂肪などには溶けやすいという性質を持っています。また、ダイオキシンは他の化学物質や酸、アルカリとは容易に反応しない安定した性質を持っています。太陽からの紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

環境推進課 11733、
総合支所経済環境課 721
331(内線226)、埼
玉県青空再生課 048
830 3057